

「表紙共 12枚」

令和3年9月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年10月8日(金曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 川津清則
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
6 番 綾垣和子	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	
11 番 河津裕治	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

## 9 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 10月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

7 その他

(1) 10月現地調査

日 時 10月26日（火）午前9時～

※ 調査委員

(2) 10月調査委員会

日 時 10月29日(金) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 10月定例総会

日 時 11月8日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

10月21日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(5) その他 ・「9月分農業委員会活動記録簿」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、7番、森克男委員より欠席届が出ておりますのでご報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言をされるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。コロナが終息に向かいつつあるという報道がございますが、今までどおり引き続き十分な対策をお願いしたいと思います。それと、9月29日に役員と事務局で、原田市長のほうに意見書の提出を行いました。また、意見書の中で、特に担い手への支援を改めてお願いしました。市の農地の面積の大部分が水田が占めており、担い手への支援、直接的な支援を強く要望しております。これ、どうしてかということですね、これだけまた今日の大分合同新聞に載ってございましたけど、米の単価が下がってくると、耕作の意欲がなくなるということを原田市長のほうには伝えております。それでは、着座して議事を進行したいと思います。</p> <p>議事録署名委員の指名でございます。会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、3番の横田秀喜委員、19番の高瀬義徳委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>

<p>事務局 (棕本富夫) 議 長 (石井照久)</p>	<p>それから、議案訂正がございましたら、事務局、お願いします。</p> <p>事務局からでございます。今回は議案訂正はございません。</p> <p>ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、4番の江藤義幸委員、10番の川津美利委員、16番の伊藤明美委員の3名でございます。調査委員長は10番の川津美利委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、川津委員長、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (川津美利)</p>	<p>改めまして、こんにちは。今月の調査委員長を務めさせていただきます。10番の川津でございます。9月27日に、16番の伊藤委員と共々、現地を確認してまいりました。また9月30日には、調査員3名と、会長、副会長、同席のもと、調査委員会を開催いたしました。今回は3条から5条まで、14件、筆数で30筆ありまして、5時半までかけさせていただきました。それでは慎重なる審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、9件でございますが、この中で農業委員の中に議事参与の方おられますので、退出のほうをお願いしたいと思います。○委員の関係を先にです、審議をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(○委員 退席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは、まず先に議案集1ページの○番の案件から説明します。</p> <p>こちらは、大山町西大山の○で、譲渡人が西大山の○さん、体調不良のために譲り渡したいということで、譲受人は同じく西大山の○さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は大山振興局から、少し南、ほぼ国道沿い、国道からの20メートルぐらい中に入って行ったところです。航空写真で見るとこのようになっておまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。栗の木が全面に植わっている状態です。</p> <p>事務局からの説明は以上になります。では、現地調査にご同行いただいた川津委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>調査委員 (川津美利)</p>	<p>私たちが見た限り、特に問題はないと思います。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございます。では、次にチェックシートですが、資料No.1のチェックシート、1ページの番号57の部分になります。こちらのチェックシートの該当がないというところが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない。つまり問題がないということを確認しております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思ひます。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、この57番の件、なかったらですね、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、この57番の3条申請は許可といたします。</p> <p>(○委員 着席)</p>
<p>議 長 (石井照久) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは、残りの8件の件について事務局のほうに説明をお願いしたいと思います。</p> <p>では、議案集1ページの56番から説明いたします。56番、大字山田○、譲渡人が朝日町の○さん、体調不良のために譲り渡したいということで、買い主は同じく朝日町の○さん、買い受けて規模拡大したいということです。場所は朝日小学校から山田原のほう、大鶴熊取線のほうに行く途中になります。航空写真で見るとこのようになっておまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>次に2ページにいきまして、58番、大山町東大山○、ほか全部で6筆で、譲渡人が福岡県にお住まいの○さん、空き家とともに付随した農地を売却したいということで、譲受人が東大山の○さん、こちらを譲り受けて新規就農したいということです。場所は、道の駅おおやまの川を挟んで向かい側、中間の集落の中に2筆、そこからさらに南東方向に行って山の中にありますけれども、こちらに4筆、航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが集落の中にある2筆の字図で、こちらが南東側の4筆、現在の状況です。こちらとこちらが集落の中の2筆で、ここからが南東側の4筆になります。</p>



続いて、59番、求来里〇、ほか全部で6筆、譲渡人が熊本県の〇さん、遠方に居住しており、管理が出来ないために譲り渡したいということで、神来町の〇さん、この方は譲渡人の甥御さんになるということですが、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、地図上、西側が日田市の葬斎場の近く、地図の真ん中あたり、神来町の集落のすぐ近くに2か所丸く囲んでありますが、ここに4筆、あといちばん東側、東有田の松野町との境の近くになりますけれども、ここに1筆あります。こちらが航空写真です。字図はこれが西側の1筆と、こちらが真ん中の4筆分、こちらが東側の1筆です。現在の状況はこちらが西側の1筆、こちらが真ん中の4筆、こちらが東側の1筆の現在の状況です。

続きまして、3ページに行きまして、60番、三和〇で、譲渡人が清水町の〇さん、この方は今現在農業をされていないということで、現在も管理が出来ないために譲り渡したいということで、譲受人が田島3丁目の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、農協の梨選果場の少し東側になります。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現在の状況です。

次ですが、61番から4ページの63番までは関連がありますので、一括してご説明します。こちらが天瀬町湯山〇、譲渡人が天瀬町湯山の〇さん、耕作放棄しており管理も難しいためということです。62番が湯山〇と〇、譲渡人は福岡県にお住まいの〇さん、遠方に住んでおり管理が難しいためということで、最後の63番は、東京都にお住まいの〇さん、こちらも遠方に住んでおり管理が難しいためということで、全てこの近所にお住まいの〇さんが買い受けるということです。場所は、天瀬の温泉街から〇に続く道の途中にあります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。今赤く囲んである間に一部ですね、もう既に譲受人さんお持ちの農地がありますが、こちらは先日、植林をするための農振除外の手続きということで、総会にも上げさせていただいたのですけれども、今回買い受ける赤く囲ってあるところは植林ではなくて杉の苗、採穂場として利用するという事なので、転用ではなくて3条で申請をされるということです。採穂場に関しては今のところ農地と見るので、転用の許可不要というふうになっております。現在の状況です。

最後に5ページに行きまして、64番、上津江町上野田の〇、ほか全部で4筆です。譲渡人は上津江町上野田の〇さん、高齢のために譲り渡したいということで、譲受人が佐賀市にお住まいの〇さんで、譲り受けて新規就農したいということです。場所は天瀬阿蘇線、上津江の郵便局を過ぎたあたりから左へ東に入って、熊本県との

<p>調査委員 (川津美利)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>19番 (高瀬義徳)</p>	<p>県境の近くになります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。こちらが現在の状況です。既に木を植えてある部分もありますが、こちらは主に薬草、サンシュユやナツメを植えるということで、こちらの方は新規就農で9,504㎡ということで、かなり大規模になるんですけども、こちらの譲受人の方は法人の役員をしております、この法人が健康食品の生産から販売まで手がけておりまして、既に健康食品は販売もしているということなんですけれども、そちらの原料が足りなくて使うということで、供給のルートはもう既に確保出来ているということです。また、今現住所は佐賀市となっているのですけれども、もともと日田市のご出身で拠点も市内にあるということで、ただちょっと旧市内からでは遠いので、上津江か、遠くても大山あたりで住居を探しているということです。</p> <p>では、3条の残りの8件分の説明は以上です。ここで現地調査にご同行いただいた川津委員にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>現地を確認した限り、別に問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。では、次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1ですが、3条については全部で3ページまであります。こちらのチェックシート、ほかの部分もいずれの項目についても該当しないということを確認しております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。はい、高瀬委員。</p> <p>19番の高瀬です。現在、農業委員をしながら、土地改良区の副理事長という役をしております。そうした中で、本日の○番の譲渡人が○さん、譲受人が○さんという案件についてですが、土地改良区地区内の農地の売買をする時や組合員の資格を交代するという場合に、その土地に延滞賦課金があると土地改良法の第42条第1項の権利義務の承継及び決済の規定により、新たにその土地を取得した方に延滞賦課金があれば、延滞賦課金の支</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>払い義務が生じることになっているわけでございます。土地改良区といたしましては、売主、買主どちらからでも延滞金の回収をすればいいんですけど、後でトラブルが発生しないように農地の売買等の契約をされる場合には、当事者間で延滞賦課金を清算してからの所有権移転をするように、土地改良区からも農業委員としてもお願いをしたいというふうに思いますので、ひとつ提案をいたします。</p> <p>はい、わかりました。事務局、よろしいですか。</p> <p>こちらですが、我々のほうでは、そういった賦課金の延滞であるとか、そういった事実に関しては、今お話をお伺いするまでは承知をしておりませんでした。農地法上の許可の基準としては、このチェックシートにあるとおり、例えば租税公課ですね、税であったり、そういった賦課金に関しての支払いがない部分というのが、許可出来ない基準というものにはしたりはしないんですけども、ただやはり、本来こういう取引がある場合は、そういったものを全て清算してからというのが本来の形ではあると思いますし、当事者がどこまでそれを把握しているのかといったところもわかりません。譲受人の方がもうそういったところまで全て了承しているとかいうことであれば、もう良いと思うのですが、そうでない可能性もありますので、事務局としては当事者のほうにここはお話をしてみて、いちばんトラブルのない形で取引ができるように、許可が出た場合、許可証を発行するまでにはそういった話をできるようにしていこうと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久) 19番 (高瀬義徳) 議 長 (石井照久)</p>	<p>高瀬委員、よろしいでしょうか。</p> <p>延滞額があります。金額はもういいですけど、その清算についてのお願いです。以上です。</p> <p>高瀬委員、今ちょっと確認しました。受け付けの時にですね、入っているかどうかは改良区に入っているかどうか確認はしているそうです。あと賦課金の未収については、改良区内のことだからということ。そういうことはあるにしても、そこまでタッチは出来ないということです。</p>

<p>19番 (高瀬義徳) 議長 (石井照久)</p>	<p>農業委員会としてはタッチ出来ないということですか。</p> <p>3条のですね、売買になりますので、そこまではしないと思います。 ほかに何かございませんか。はい、小山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>改良区は来年の4月1日から複式簿記をしなければならぬということで、実は私も昨日、講習会にも参加しました。頻繁に行われています。その中で各改良区ごとに徴収しています賦課金について、滞納が大きいところは億単位である改良区もあります。それらについては複式簿記になったときに、それが資産としてずっと残るということで、それぞれの改良区がどうかして滞納額を圧縮しなければならぬということで、躍起になっていて、日田市土地改良区の高瀬副理事長さんも、その気持ちで発言されたというふうに思っております。まさにそのとおりでございますが、これについては個人情報もございますので、ここに来ていれば分かるんですけど、改良区の方が来ていなければどなたとどなたが売買したとか全くわかりませんので、できればそういうのがあるといいな、という気持ちで発言されたのではないかとというふうに思っております。以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、わかりました。ほかに何かございませんか。</p> <p>なければですね、この件に関しまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案6ページ、議案第2号、農地法第4条についてです。今月は1件申請がございました。番号19、大字石井〇と〇、地目は台帳は畑、現況は山林、面積が合計で1,255㎡の第2種農地です。申請人は日田市上城内町の〇さんです。申請理由は既に植林されており、許可を受けていなかったため申請するものです。場所のご説明をいたします。近くには石井小学校がございまして長者原団地の奥に進んで行った赤く丸をしている所です。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいる2筆です。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。画面上部が〇、下部が〇です。先ほどごらんいただいた航空写真などから判断すると、この作業道といいますか、道も、土地の一部として含まれている状況かと思えます。また、追認の案件でございますので始末書を徴取いたします。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長からご意見をいただこうと思えます。</p>
<p>調査委員 (川津美利)</p>	<p>4条、19番につきましては、追認案件でございますので、今お話がありましたように、調査委員会では始末書を徴取のうえ許可というように判断いたしました。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございます。続いて、チェックシートについてです。資料No.1の4ページ、5ページが、農地法4条についてでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、19番ですね、追認、始末書ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。ありませんか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>続きまして、7ページですね、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>では、議案7ページの議案第3号、農地法第5条についてです。今月は4件申請がありました。</p> <p>番号56、大字渡里〇、地目が台帳、現況ともに畑の252㎡で、第3種農地です。貸人が日田市清岸寺町の〇さん、借人が玖珠町の〇さんです。申請理由が申請地を借り受け一般住宅として利用したいとのことです。場所のご説明をいたします。日田インターチェンジや〇さんがございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の状況です。</p> <p>続いて、番号57、大字夜明〇、地目が台帳、現況ともに田、面積が356㎡の第2種農地です。譲渡人が神奈川県にお住まいの〇さんで、譲受人が日田市夜明上町の〇さんです。申請理由が申請地を譲り受け、公民館の駐車場用地およびコミュニティー広場用地として利用したいとのことです。場所のご説明です。画面左右に通っておりますのが大分自動車道です。〇さんがございまして、そこから大鶴方面に進んで行った赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。赤く囲んでいるところが申請地です。写真がリアルタイムのものではないの</p>

<p>調査委員 (川津美利)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>で、隣の画面で言えば斜め左下のところに実際は公民館が建っております。こちらが字図です。現況はこのようになっております。奥に見える建物が公民館です。</p> <p>ページをめくっていただきまして、8ページです。番号が58、天瀬町桜竹〇、地目が台帳、現況ともに畑の874㎡で第2種農地です。譲渡人が天瀬町の〇さん。譲受人が日田市二串町の〇さんです。申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用したいとのことでの申請です。近くには天瀬B&amp;G海洋センターがございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。赤い点線の内側が申請地です。</p> <p>続いて59番です。大字西有田〇、地目が台帳は畑、現況は雑種地、面積が311㎡の第2種農地です。貸人が日田市三ノ宮町2丁目の〇さんです。借人が日田市清水町の〇さんです。既に資材置場用地として利用していましたが、許可を受けていなかったため申請するものです。こちらも追認案件になりますので始末書徴取することになります。場所のご説明をいたします。〇さんがこちらにございまして、〇さんがこちらでございまして。赤く丸をしているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現況の写真はこのようになってございまして、特に基礎などはされてないですけども、画面の右側ですね、コンテナのようなものを持ってこられて、事務所だったり、柱と壁と屋根を作って、資材を置いたりというふうな状態でした。それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長にご意見をいただこうと思います。</p> <p>最後の59番ですね、〇さんの件ですが、既に分筆も終わっているということで、双方から始末書徴取のうえ許可というような判断をいたしました。そのほかにつきましては、現地を確認したところ問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございました。チェックシートについてです。資料No.1の6ページ、7ページが農地法5条についてでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。59番が追認ですね。4件のうち3件は許可相当ということでございます。事務局の説明にあるように問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思えます。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第3号は、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、お疲れでございました。一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (川津美利)</p>	<p>今月は2件の方の新規就農者の案件がありました。新規就農者は地域農業の新たな担い手として極めて重要な存在でありますことから、地区担当の農業委員さん、また、推進委員さんには、サポートのほうよろしく申し上げます。慎重なご審議、ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れ様でございました。</p>



	<p>引き続きまして、9ページの議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規4件、再設定8件、解除条件付9件、解約5件でございます。議事参与の方がおられますので退出をお願いしたいと思います。○委員、退出をお願いします。</p> <p>(○委員 退席)</p> <p>議長 (石井照久) それではですね、○番の件について先にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久) よろしいでしょうか。はい。</p> <p>(○委員 着席)</p> <p>議長 (石井照久) それでは、残りの部分をしたしたいと思います。各エリアの中で、それぞれの委員のエリアにおいて確認をお願いします。問題があれば挙手してご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、河津委員どうぞ。</p> <p>11番 (河津裕治) 11番、河津です。318番から先、下に解除条件付きとあります。これは何でしょうか。</p> <p>議長 (石井照久) 事務局、よろしいですか。</p>
--	---

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>この利用権設定、こちらは、借手の方が法人の場合ですね、農地所有適格法人、法で定められた要件をもって満たして農地を持てる法人とそうでない法人というものがあります。そういった適格法人が利用権設定をする場合は特に問題ないのですけれども、その条件を満たしてない法人が貸し借りをする時に、この解除条件付きというふうになりまして、簡単に言うと、借りた農地を適切に利用するという条件を途中で満たさなくなった時に、すぐに契約の解除が出来ますよと。基本、中途の解約であれば、お互い一方の意思表示だけでは、合意解約書なりをいただくのが原則なんですけれども、そういったものの基準が変わっているというのが解除条件付きの賃貸借契約という形になります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>河津委員、よろしいでしょうか。ほかに何かございましたら、手を挙げて、ありませんか。なければですね、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったら、ご承認いただけませんか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、23ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について3件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>それでは、議案23ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は、3件申請がありました。</p> <p>まず最初に、番号36、大字高瀬〇で、地目は台帳が田、現況は宅地、面積が106㎡です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土</p>

地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。それでは、場所のご説明をいたします。近くに高瀬小学校がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっておりまして、現況は蔵が建っておりまして、こちらの蔵が平成13年の航空写真で建っていることが確認でき、建築から20年以上経過しているので、要件を満たしていることとなります。

続きまして、番号37、大字有田○で、地目は台帳が畑、現況は山林、面積が657㎡です。申請人は日田市有田町の○さんです。申請理由は現状に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。少し離れていますが、日田支援学校がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況となっております、現況はクヌギが植林されている状況となっております。このクヌギが平成13年の航空写真では、既に植林されていることが確認できましたので、植林から20年以上経過しているので、要件を満たしていることとなります。

ページをめくっていただきまして、番号38、大字西有田○、○で、地目は台帳が畑、現況は○が山林、○が雑種地で、面積が合計で229㎡です。申請人は日田市田島3丁目の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、○は、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するもので、○は、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。離れていますが、○さんがありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、○は雑草や雑木が生育している状況で、○は真ん中を通っている土地の一部として使われており、平成13年の航空写真で既に一度使われていたことが確認でき、非農地後から20年以上経過していますので、要件を満たしていることとなります。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうかと思っております。

<p>推進委員 (三笥成一)</p> <p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>36番の高瀬の件ですが、蔵が建っていますので問題ないと思います。</p> <p>37番は、有田の寺ノ下ですけれども、こちらも問題ないと思います。それから38番の方も、問題ないと思います。ただ、ちょっと今回農地パトロールとかするので、こういう場所がすごい増えているので、イノシシやシカの生息地がどんどん増えてしまうんじゃないかなっていうような、ちょっと個人的ななんか不安みたいなのが感じました。以上です。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。私からは以上となります。</p> <p>ありがとうございます。議案第5号、現況証明、非農地証明発行についてでございます。3件でございます。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。非農地証明を発行したいと思います。</p> <p>それでは、25ページの議案第6号、10月の調査委員の選任についてでございます。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものです。私のほうからご指名させてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

議 長  
(石井照久)

12番の川津清則委員、14番の中島浩司委員。17番の原田文利委員の3名の方をお願いをいたしたいと思っています。

続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。

報告第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

7番 その他

(1) 10月現地調査

日 時 10月26日（火）午前9時～

※ 調査委員

(2) 10月調査委員会

日 時 10月29日（金）午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 10月定例総会

日 時 11月8日（月）午後2時～ 会 場：7階 大会議室

(4) 行事日程

10月21日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(5) その他 ・「9月分農業委員会活動記録簿」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年11月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 3 番

署 名 委 員 1 9 番